

## ○福岡県田川地区消防組合政治倫理規則

〔平成24年3月30日〕  
〔組合規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合政治倫理条例（平成24年条例第5号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、倫理条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第4条に規定する辞退届は、様式第1号により行うものとする。

(資産等報告書届)

第3条 条例第5条第3項の管理者等及び議員の資産等報告書は、条例第5条第1項及び第2項の規定は適用しない。

2 前項の場合、条例第8条第1項第1号の審査を要しない。この場合その所属する市町村の政治倫理条例に基づく、当該管理者等及び議員の資産等報告書及び審査意見書の写しを所属する市町村から徴取し、これに替える。

(資産等報告書の記入方法)

第4条 条例第6条の資産等報告書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第6条第1号オの動産の種類は、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣その他をいう。）とする。

3 条例第6条第3号の贈与は、財物を受けたときは時価額とし、不動産を受けたときは、固定資産評価額とする。

4 条例第6条第4号の税等の納付状況について報告する際は、税等の納付状況を証明する納税証明書又は領収書の写しを添付しなければならない。

(資産等報告書の訂正)

第5条 資産等報告書提出後、記載内容に訂正又は補正の必要が生じたときは、提出後10日以内に管理者に訂正等の申出をすることができる。

(審査会)

第6条 条例第7条の審査会の組織等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、審査会を代表し、議事及び会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 審査会の会議は必要に応じて会長が招集し、議長を務める。
- (5) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (6) 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会の庶務は、管理課において処理する。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。  
(資産等報告書及び審査意見書の閲覧)

第7条 管理者は、条例第11条第1項の資産等報告書及び審査意見書の閲覧にあたっては、事前に閲覧開始の日、場所及び時間を告示しなければならない。

2 前条の閲覧の請求は、様式第3号による資産等報告書等閲覧申請書により行わなければならない。

3 閲覧は、管理者が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 閲覧者は、資産等報告書及び審査意見書を破損若しくは汚損したり、これに加筆する等の行為をしてはならない。

(住民の調査請求権)

第8条 条例第12条第1項の住民の調査請求は、様式第4号による調査請求書により行われなければならない。

2 前項の請求は、当該資産等請求書の閲覧期間にしなければならない。

3 条例第12条第3項の調査結果の報告は、様式第5号の調査結果報告書により行うものとする。  
(説明会)

第9条 管理者は、条例第3条第2項及び条例第13条第1項の説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要事項を開催日の7日前までに告示しなければならない。

2 条例第13条第2項の説明会の開催請求は、様式第6号の説明会開催請求書により行わなければならない。

3 管理者は、条例第13条第1項の規定により開催請求を受けて説明会を開催するときは、請求代表者に開催日時及び場所その他必要な事項を通知しなければならない。

4 説明会において説明を求められた当該管理者等及び議員は、代理人を出席させたり、補佐人を付けることはできない。

5 心身の故障によって説明会に出席できない当該管理者等及び議員は、弁明書及び医師の診断書を説明会開催の前日までに、管理者に提出しなければならない。

6 前項の弁明書が提出されたときは、管理者はその旨を速やかに告示しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

辞 退 届

年 月 日

(管理者) 殿

提出者住所

提出者氏名

㊞

(関係者とその続柄)

関係者名

㊞

(続柄)

福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 4 条の規定により、福岡県田川地区消防組合に対する工事等の請負契約、委託契約及び物品納入契約を辞退することを届けます。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(報告者本人用)

資 産 等 報 告 者

福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 5 条及び同条第 2 項の規定に基づき提出します。

年 月 日

報告者

(住 所)

(氏 名)

㊞

(生年月日)

年

月

日生

様式第 2 号 (第 4 条関係)

資 産 等 報 告 者

福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 5 条及び同条第 2 項の規定に基づき提出します。

年 月 日

報告者

(住 所)

(氏 名)

㊟

報告者の配偶者

(住 所)

(氏 名)

(生年月日)

(職業)

年

月

日生

㊟

様式第2号（第4条関係）

（1）資産（ア・土地）

所 在	地目	面積(㎡)	固定資産評価額(円)	取得の時期	摘 要

（注）1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、適用欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、適用欄にその旨を記入する。

（1）資産（イ・建物）

所 在	構造種類	床面積(㎡)	固定資産評価額(円)	取得の時期	摘 要

（注）1 共有の場合は、適用欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、適用欄にその旨を記入する。

（1）資産（ウ・不動産に関する権利）（借地借家権等）

権 利 の 種 類	契 約 期 日	取 得 価 額(円)	摘 要

(1) 資産 (エ・預貯金)

金融機関名	種類	金額(円)	預金日	摘要

(注) 1 総額で 50 万円を超えるときはすべて記入する。

(1) 資産 (オ・動産)

動産の種類	数量	取得価額(円)	取得の時期	摘要

(注) 1 1 件につき取得価額が 50 万以上のものを記入する。

(1) 資産 (カ・信託)

権利の種類	信託	財産の種類	数量	価額(円)	信託の時期	摘要

(1) 資産 (キ・有価証券)

名 称	種 類	額面金額の総額(円)	取得の時期	摘 要

(注) 1 額面総額で 50 万円を超えるときはすべて記入する。

2 名称は、公債、社債の別を記入する。

3 種類は、額面に記載の証券名を記入する。

(キ・有価証券の株券)

銘 柄	株 数	取得の時期	額面金額の総額(円)	時価総額(円)

(注) 1 時価総額は、報告の年の 1 月 1 日現在を記入する。

2 額面総額で 50 万円を超えるときはすべて記入する。

(キ・有価証券の出資)

出 資 先	出 資 の 額 (円)	出 資 の 時 期	取得の時期

(注) 1 総額で 50 万円を超えるときはすべて記入する。

(キ・有価証券のその他)

種 類	額 面 金 額 の 総 額 (円)

(注) 1 総額で 50 万円を超えるときはすべて記入する。

(1) 資産 (ク・ゴルフ会員権)

ク ラ ブ 等 の 名 所	口 数	時 価 額 (円)

(注) 1 時価額は、報告の年の 1 月 1 日現在を記入する。

(1) 資産 (ケ・貸付金及び借入金)

区分	明 細	契 約 金 額 (円)	契 約 期 日	摘 要
貸付金				
借入金				

(注) 1 1 件 50 万円以上のものを記入する。

(1) 資産 (コ・保証債務)

保 証 債 務 の 内 容	金 額 (円)	摘 要

(注) 1 金銭保証については、同一人に対し総額 50 万円を超えるときに記入する。

(1) 資産 (サ・預蓄性保険)

種 類	保 険 会 社 名	保 険 金 額 (円)	契 約 期 日	摘 要

(2) 地位及び役職

企 業 名・団 体 名	住 所	地 位 及 び 役 職 名	報 酬 の 有 無

(注) 1 企業その他の団体 (宗教的、社交的及び政治団体を除く。) について記入する。

2 1月1日現在の名称等を記入する。

(3) 収入、贈与及びもてなし (ア・給与等)

区 分	出 所	金 額 (円)	摘 要
給 与			
報 酬			
事 業 所 得			
配 当 金			

利 子			
賃 貸 料			
謝 礼 金			
年 金			
そ の 他			

(注) 1 年間とは、1月1日から12月31日まで（又は任期開始の日から12月31日まで）をいう。

(3) 収入、贈与及びもてなし（イ・贈与及びもてなし）

区 分	出 所	内 容	摘 要
増 与			
もてなし			

(注) 1 一出所当たり3万円以上のものを記入する。

2 年間とは、1月1日から12月31日まで（又は任期開始の日から12月31日まで）をいう。

(4) 税等の納付状況 (ア・税等)

区 分	納付すべき額 (円)	納 付 額 (円)	滞 納 額(円)	摘 要
所 得 税				
事 業 税				
市町村県民税				
固 定 資 産 税				
国民健康保険税				
介 護 保 険 料				
自 動 車 税				
軽自動車税				

(注) 1 上記以外の税等がある場合は、空欄に記入する。

2 納税証明書又は納税等領収書の写しを添付。

(4) 税等の納付状況 (イ・使用料等)

区 分	納付すべき額 (円)	納 付 額 (円)	未 納 額(円)	摘 要
水 道 料				
市町村住宅家賃				
土地の占用料				

(注) 1 上記以外の税等がある場合は、空欄に記入する。

2 領収書の写しを添付。

様式第3号（第7条第2項関係）

資 産 等 報 告 書 等 閲 覧 申 請 書

年 月 日

（管理者） 殿

1 閲覧年月日 年 月 日

2 閲覧書類 年の  
資産等報告書 審査意見書 調査結果報告書

（申請者）

住 所

氏 名

電 話

印

1 申請の理由（具体的に記入してください）

様式第 4 号（第 8 条関係）

調 査 請 求 者

年 月 日

殿

（請求者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 12 条第 1 項の規定により、関係資料を添えて次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求する者の氏名
- 2 請求の内容
- 3 添付書類（疑義を証明する書面）

様式第 5 号（第 8 条第 3 項関係）

調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

（管理者） 殿

福岡県田川地区消防組合政治倫理審査会  
会長 ⑩

年 月 日付けの調査請求については、福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 12 条第 3 項の規定により次のとおり報告します。

1 請求の内容

2 調査結果

様式第 6 号（第 9 条第 2 項関係）

説 明 会 開 催 請 求 書

年 月 日

（管理者） 殿

（請求者）

住 所

氏 名

電 話

印

福岡県田川地区消防組合政治倫理条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり説明会を請求します。

1 説明を求める者の氏名

2 説明を求める理由